

第9号議案

蒲郡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

蒲郡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和5年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

市営住宅のうち、大宮及び鹿島の用途を廃止し、及び入居手続における連帯保証人に係る要件を廃止するため提案する。

蒲郡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年蒲郡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「市長の定める資格を有する連帯保証人1人の署名した」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第1項又は前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

別表大宮の部及び鹿島の部を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第11条第1項第1号の規定は、令和5年4月1日以後に行われる入居の申込みについて適用し、同日前に行われた入居の申込みについては、なお従前の例による。